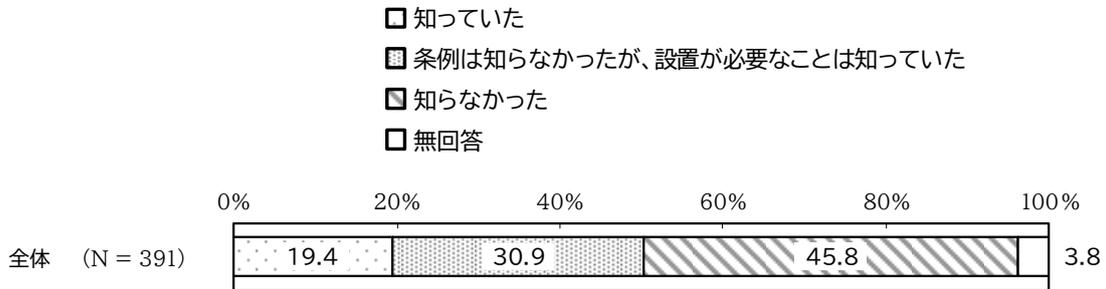


問 21 で「2. 設置していない」と答えた方にお聞きします。

問 21-3 稲沢市では、火災予防条例で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器を設置する義務があることは知っていましたか。
(○は1つだけ)

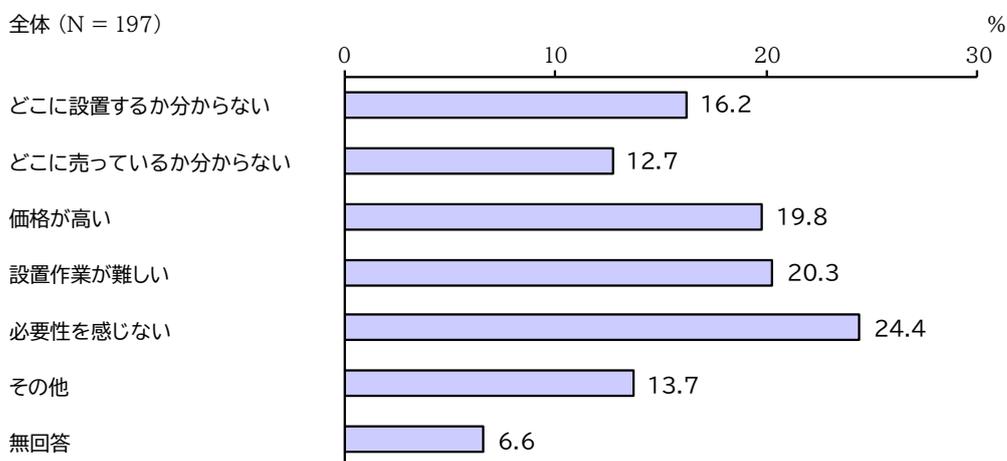


●住宅用火災警報器の設置義務を「知らなかった」方が4割半ば

「知らなかった」の割合が45.8%と最も高く、次いで「条例は知らなかったが、設置が必要なことは知っていた」の割合が30.9%、「知っていた」の割合が19.4%となっています。

問 21-3 で「1. 知っていた」「2. 条例は知らなかったが、設置が必要なことは知っていた」と答えた方にお聞きします。

問 21-4 設置していない理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)



●住宅用火災警報器を設置していない理由は「必要性を感じない」が2割半ば

「必要性を感じない」の割合が24.4%と最も高く、次いで「設置作業が難しい」の割合が20.3%、「価格が高い」の割合が19.8%となっています。

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上が経過するため、「設置率の低い地域をターゲットにした広報」「定期的な点検の実施」「設置から10年以上経過した住宅用火災警報器の更新」を推進していきます。